

(こども未来部)

【こどもの居場所ネットワーク事業運営業務】

【児童育成支援拠点事業運営業務】

(質問)

一般会計補正予算第7号の債務負担行為補正のうち、こどもの居場所ネットワーク事業運営業務及び児童育成支援拠点事業運営業務について伺います。これらは、共に現契約が今年度に満了するものについて、プロポーザル方式により次期事業者を選定するため、債務負担行為を設定されたとのことですが、本定例会での議決後の事業者選定等のスケジュールを教えてください。また、各業務の公募に対し、どれくらいの事業者が応募されると見込んでおられるのか、教えてください。

<答弁>

スケジュールにつきましては、両事業とも、議決後、速やかに事業者の公募を開始し、2月中旬に事業者を決定します。事業者が変更となる場合には、引継ぎがスムーズに行えるよう、市も積極的に関与し、業務の継続性を確保してまいります。応募の見込み数につきましては、今年度を実施した児童育成支援拠点の応募が2事業者であったことを踏まえ、今回の公募に対しても現在の受託事業者を含めて、同程度の応募が見込まれるものと考えています。こどもの居場所ネットワーク事業の公募に関しましても、より多くの事業者に応募いただけるよう周知等に努めてまいります。

(意見・要望)

プロポーザル方式による事業者選定を行われるとのことですので、出来る限り、多くの事業者に参加して頂けるように、努めて頂きたいと要望しておきます。また、事業者が変更となる場合を考えると、少しタイトなスケジュールにも感じますが、次年度以降も現事業者が担うこととなっても、新たな事業者が担うこととなっても、次年度以降も事業が滞ることなく、継続して実施されるよう、ご尽力頂きたいと要望しておきます。

【養子縁組里親支援機関事業】

【里親養育包括支援事業】

(意見・要望)

養子縁組里親支援機関事業及び里親養育包括支援事業については、今年度までは大阪府の所管で、来年度から豊中市に移管されることとなります。新規里親の確保数や、児童と里親のマッチング数などについては、今年度、策定中の「社会的養育推進計画」で明示予定とのことですが、さらに、第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」にも盛り込まれると伺っていますが、委託事業者としっかりと連携、協力し、新規里親の開拓や確保、支援、さらに児童と里親のマッチング支援など里親に係る総合的な支援の充実に努めて頂き、家庭的養護の環境や社会的な理解や認知の向上が図られる

ことを強く期待しておきます。また、大阪府は両事業を1年ごとに事業者と委託契約を結んでこられたようですが、里親支援は、人間関係の構築などある程度の期間を要するものかと思しますので、先程のこどもの居場所ネットワーク事業運営業務や児童育成支援拠点事業運営業務は安定・継続した事業運営が望ましいことを理由に今回、新たな契約期間を5年にされますし、両事業についても複数年での契約を検討されてはどうかと提案しておきます。

【豊中市児童福祉審議会条例の設定】

（意見・要望）

豊中市児童福祉審議会条例の設定について、事前に内容をはじめ、社会福祉審議会からの移管事項、新たに設置される審議会の委員構成や選定スケジュールなどについて伺い理解しました。また、事前説明の中で、豊中市社会福祉審議会条例については分科会の条文がある一方で、児童福祉審議会条例案には専門分科会の条文が無いことについて伺いました。社会福祉審議会条例については分科会の設置が法律で義務付けられているから分科会の条文があるが、児童福祉審議会に分科会設置の必要性を感じていない訳では無く、条文に規定してしまうと、むしろ、柔軟な設置や運用の妨げになることや、規則の中で規定すれば良いとの考えから、条文には盛り込まなかったとのことでした。その説明の通り、柔軟に部会が設置されるとともに、柔軟に部会が運用されることを大いに期待します。さらに、改正児童福祉法により、こどもの意見聴取等の措置が義務化されたこともあり、こどもの意見聴取等の措置については、児童福祉審議会に設置される予定の権利擁護専門部会において、審議や検証、対応されるとのことでした。こどもに対する権利侵害が発生した際に、どういった検証や審議がなされるのか、また、どういった形で、どの程度、こどもの意見が汲み取られるのか、まだ分からないこともありますが、可能な限り、こどもに寄り添い、思いや意見が反映される仕組みが構築されるよう、ご尽力頂きたいと要望しておきます。さらに、既に課題認識もされておられますが、権利擁護専門部会の審議対象となるのは、「被措置児童」に限定されることから、とよなかつ子 LINE 等、対象とならない子どもたちから寄せられる声に対して、専門的に協議、審議する機会の構築についても検討して頂き、何らかの形で実現して頂くことを要望しておきます。

【母子生活支援施設入所事業】

（質問）

母子生活支援施設入所事業について、伺います。配偶者のない母と子を施設入所にて保護し、自立促進のために生活を支援する事業で、当初予算では入所世帯を5世帯と見込んでいたものの、新規入所世帯の増加により不足することが見込まれるため、増額補正されるとのことです。当初見込みよりも実際には、どれくらい入所世帯が多くなっているのでしょうか。また、その要因については、どのように分析されているのでしょうか。

<答弁>

令和6年度当初予算では5世帯と見込んでおりましたが、11月末時点で6世帯となって

おります。なお、現在、I世帯の相談をうけており、施設へ入所する見込みです。入所世帯が増加している要因については、DVによる一時保護件数の増加が影響していると考えております。

(質問)

入所世帯に何らかの特徴や傾向があれば、教えてください。

<答弁>

入所世帯の多くはDVの被害者であるため、母子ともに精神的なストレスを抱えてる傾向があります。また、経済的自立に支援が必要なケースも多い状況です。

(教育委員会)

【トイレ改修工事の入札不調】

(質問)

一般会計補正予算第7号の小学校施設管理及び長寿命化改修事業(小学校施設整備費)について伺います。これは、新田小学校の校舎トイレ改修及び体育館トイレ改修工事がいずれも入札不調により、工事が行われなかったためとのことですが、新田小学校の入札不調は今年度だけではなく、一昨年度から続き、今年度も3度入札を実施したものの応札が全くなかったとのこと。その要因をどのように分析されているのでしょうか、教えて下さい。また、入札をやり直す過程で、どういった対策や工夫を講じられてきたのか、教えて下さい。さらに、入札不調は、新田小学校特有の事情があつてのことなのか、他の学校でも起こりえると考えられるのか、教えて下さい。

<答弁>

技術者の配置が困難であるということが入札不調となった要因でございます。この点については新田小学校のトイレ改修だけで生じているわけではなく、他校のトイレ改修等の工事においても起きております。度重なる入札不調を受けまして、トイレ改修事業については令和7年度末での達成をめざし取り組みを進めていることから、学校教育活動中における施工についての協力と理解を校長会議等通じて求めたほか、分離分割発注を基本としつつ設備工事を建設工事に含めるなど対策を講じてまいりました。

(質問)

入札不調が続き、改修工事の先送りが続いています。当該学校の児童や教職員、地域の方々など学校関係者に何らかの不便や不都合は生じていないのでしょうか。

<答弁>

入札不調がただちにトイレの使用に支障をきたすものではありませんが、早期の改修を期待している児童生徒や保護者の皆様、教職員等には申し訳なく思っております。

(質問)

一方で、トイレ改修事業については、新田小学校を含め、次年度に向けて債務負担を設定し、小学校、中学校共に引き続き進めていかれるようですが、今後における入札不調の可能性について、どのように見込んでおられるのでしょうか。また、入札不調を防ぐため、新たな取り組みや対策を検討されていれば教えて下さい。

<答弁>

技術者の不足等、今後においても入札不調のリスクが全くないとは言い切れない現状ではございますが、本定例会において債務負担を設定することにより今年度内に入札契約手続きに向けた準備行為等を進め、技術者の確保等につなげることや、実施学校数が多い

ため近接する学校をまとめることなど、様々な工夫を講じることにより、令和7年度末までに工事を完了させてまいりたいと考えております。

(質問)

次年度に予定されている改修工事が全て無事に完了できた場合、校舎及び体育館のトイレの洋式化率は、小学校、中学校で、それぞれどれくらいになるのか、教えて下さい。

<答弁>

トイレ改修事業が令和7年度に完了できた場合、縦1列系列は、庄内南小と第七中を除き、どの学校においても校舎のうち縦1列のトイレ改修が完了します。校舎トイレの洋式化については、庄内よつば学園統合対象校を除く学校の洋式化が完了し、体育館トイレ改修については、庄内よつば学園統合対象校と上野小学校を除く学校体育館のトイレ改修が完了することとなります。なお、上野小学校の体育館トイレには男子・女子ともに1か所は洋式化が済んでおります。

(意見・要望)

今後においても、入札不調のリスクが全くないとは言い切れないとのことでしたが、早期の改修を期待している子どもたちのために、引き続き、全力で取り組んで頂き、次年度予定されている改修工事が全て無事に完了されるよう大いに期待しておきます。また、今回はトイレの洋式化について伺いましたが、工事の規模や費用も全然違うとは思いますが、トイレの乾式化(ドライ方式化)についても、今後、効率的、効果的、かつ計画的に進めて頂くことを要望しておきます。

【エレベータ設置事業】

(質問)

一般会計補正予算第7号の債務負担行為補正のうちエレベータ設置事業について伺います。次年度に3校(原田小・高川小・寺内小)での工事が予定されていますが、この事業についても入札不調の可能性をどのように見込んでおられるのか、教えて下さい。また、入札不調を生じさせない対策や取り組みについて、何か検討されていれば、教えて下さい。

<答弁>

エレベータ設置事業についてもトイレ改修事業同様、令和7年度末での達成をめざし取り組みを進めております。本定例会において債務負担を設定することにより今年度内に入札契約手続きに向けた準備行為等を進め、エレベータメーカーの一般的な繁忙期をずらした発注時期とすることで、技術者の確保等につなげるにより期間内で工事を完了させてまいりたいと考えております。

(質問)

次年度に予定されている設置工事が無事に完了できた場合、市内小中学校のエレベータの設置は完了となるのか、教えて下さい。一方で、エレベータは耐用年数が20年ほどかと思いますが、更新時期が近づいている学校はあるのでしょうか。

<答弁>

令和7年度設置対象校の3校にエレベータ設置が完了すれば、改築予定の上野小学校を除き、小中学校全校の校舎のうち1棟へのエレベータ設置が完了することとなります。ご指摘のように設置後20年を経過している学校は複数校ございますが、まずは令和7年度末までの設置を優先に取り組みを進めたいと考えております。

(意見・要望)

まずは、来年度に予定されている3校の設置工事が滞りなく完了されることを願います。一方で、更新の検討が必要な設置後20年を経過している学校が複数校あるとのことですが、今後は、更新作業についても各校のエレベータの状態を適宜、調査や確認、把握しながら検討し、必要に応じて効率的かつ効果的、計画的に進めて頂きたいと要望しておきます。

【上野小学校改築事業】

(質問)

上野小学校の改築事業について伺います。2度の事業者募集を行ったものの、どちらも応募事業者がなかったとのことですが、その要因をどのように把握、分析されているのか、教えて下さい。1度目の募集で応募事業者が無かったことから、応募資格条件を見直して、再度、実施されたとのことですが、何を根拠に、どういった戦略やねらいをもって見直しをされたのか、具体的な見直し内容とあわせて教えて下さい。その上で、それでも応募事業者がなかったことについて、どのように受け止めておられるのか、より具体的かつ詳細にどういった点で、事業者は応募を躊躇われたと捉えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

上野小学校改築事業における参加資格要件でございますが、(仮称)南校整備事業において求めていた同規模、同実績の事業者での施工を想定していたことから、同事業における参加資格要件を設定し募集要項等の公表を5月に行いましたが事業者からの提案がございませんでした。その要因につきましては、事業者への聞き取りにおいて、大手(設計・施工)は実績を取りに行く規模、建築物でなく、スケールメリットがない。募集要項の公表から応募までの期間が短い。雇用している技術者を他現場に配置しており参加できない業者の方が多い。参加を模索したが参加資格要件が厳しく、設計業者が見つからない。以上のことから、ご質問にありましたように設計業務・工事監理業務に係る応募資格条件を(豊中市測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格)の建築一般の審査点を270点以上から240点以上に見直し、施工業務に係る応募資格条件を、経営規模等

評価結果通知書総合評定通知書の総合評定値1500点以上(市内業者800点以上)を1200点以上(市内業者800点以上)に見直しを行い、7月に改めて募集要項等の公表をしたものです。参加資格要件を見直したうえで提案がなかった点については、児童の学習環境面への影響が長引くことを考えれば、非常に申し訳ない結果であったと思っています。参加を躊躇された要因については、事業者等の聞き取りでは、設計事務所への労務単価上昇に伴う措置がない状況下での長期間の契約を受けることが難しいこと、市内事業者による参加の可能性もあったが、長期間の資金繰りが難しく、技術者の配置が困難であるなどが、応募がなかった要因だと考えています。

(質問)

昨年9月定例会で提案された際には、設計・施工一括発注方式(DB方式)が最善との見解を示されていたかと思いますが、設計と施工を分けて発注する従来方式に変更されることになりました。従来方式に変更することによる課題やデメリットについての見解をお聞かせ下さい。また、施工(工事)も2期に分割して一般競争入札により実施予定とのことですが、2期に分割するねらいと、課題やデメリットがあれば、教えて下さい。また、現時点において、事業費の総額(限度額)は、当初の78億3120万円から、どれくらいの額になると想定されているのか、教えて下さい。

<答弁>

DB方式から従来方式への変更による課題やデメリットでございますが、設計と施工を分けて実施することにより、設計段階から施工事業者が参画することがなくなることから、後段階でのコスト削減も念頭に置いた設計や建設を行うことが不可能となること、が挙げられます。施工(工事)を2期に分割する理由でございますが、長期間の契約や資金繰りが難しいといった事業者側の負担の軽減を図るためでございます。課題やデメリットにつきましては、入札契約手続き等の準備期間が長くなり、結果として工期の遅れにつながることで、実際、今回の発注方式の見直しにより、約1年2か月遅れる見込みとなっております。事業費の総額については、本設計業務において事業者により設計、積算を行うことで計上されることから、現時点でお示しすることは難しいですが、発注方法を分割することによる共通経費等の削減が難しくなり、総事業費としてはDB方式により試算していた金額は超える可能性が極めて高いものと見込んでおります。

(質問)

当初の計画では、令和8年度から解体工事が開始され、令和13年度から校舎全面供用開始と伺っていましたが、今回予定されている計画では、第1期工事の着手が令和10年2月で、第2期工事の校舎供用開始は令和14年度とのこと。これもあくまで、現時点での予定ということで、更なるスケジュールの見直し、後ろ倒しの可能性もゼロではないと思います。今回、スケジュールを見直されましたが、例えば、プールの使用は、令和7年度までとし、外部の民間施設等の利用を検討されていたかと思いますが、どうなるのでしょうか。また、

先々月から、放課後こどもクラブの一部のクラブ室を学校施設外で開設されていますが、こちらの運用期間も当初よりも長くなる予定なのか、教えて下さい。さらに、工事の時期が変更となると、学校行事や地域行事にも大きな影響が生じますが、運動場や体育館が使用できなくなる時期は、当初の予定からどのように変更となるのか、教えて下さい。

<答弁>

上野小学校の改築に際し、プール授業は外部の民間施設等を活用しプール授業支援業務委託をすることとしておりますが、本事業の設計・施工程度の見直しにより当該支援業務委託の開始時期もプールが解体されるまでは同校においてプール授業は実施することになります。子育てしやすさ No1 の取組みの達成に向けて放課後こどもクラブ室の確保を学校施設内で確保できない場合には、学校付近においてクラブ運営に適した民間施設等の確保ができれば、当該民間施設を活用し運営することとされております。ご指摘のように上野小学校の改築事業の竣工時期が遅れることに伴い、当該民間施設を活用したクラブの運営期間は当初想定より長くなると見込まれます。学校行事等については前年度の秋以降に学校において計画されております。工事期間中は学校行事への影響は生じますが、上野小学校の改築事業の契約業者が決定し、工程が示された後に、上野小学校と共有し、学校教育活動への影響を必要最小限となるよう調整してまいります。

(質問)

今回、スケジュールが変更されたことや変更案について、当該学校関係者や地域の方々へは情報提供や説明をされたかと思いますが、どのような質問や意見、要望等が出されたのか教えて下さい。

<答弁>

上野小学校の改築事業において提案事業者がなく実施手法の変更と予定していた工期等に変更が生じる点については、学校長、PTA 役員と地域にその理由を説明できる機会を設け、説明しましたが、取り立てて意見要望はなく、改築事業の円滑な実施に向けて引き続き取り組んで欲しいとご理解をいただいております。

(質問)

スケジュールの見直しに伴い、体育館に空調設備を新たに設置することにされましたが、非常電源機器なども含めて、他校の体育館に設置される設備や機器と同じものなのでしょうか。また、今回計上されている債務負担行為補正の額には、維持管理費は含まれていないと思いますが、維持管理の契約はどのように行い、契約期間はどうか、教えて下さい。また、実際の設置の時期は、他校と同時期になるのでしょうか、来年の暑い時期には利用が可能となるのでしょうか、教えて下さい。

<答弁>

上野小学校の体育館への空調設備の設置については、来年9月までの設置完了をめざし取り組みを進めている50校と同様の空調設備と非常用発電設備を来年9月末までの設置をする予定にしております。維持管理については、別途保守契約等を締結する予定にしております。

(質問)

来年度のトイレ改修事業に上野小学校が含まれていますが、これも校舎改築事業のスケジュールの見直しにより、必要となったということなのか、もともと計画にあったものなのか、教えて下さい。

<答弁>

校舎トイレの改修については、令和7年度末までの完了をめざし取り組みを進める計画としていたため、上野小学校は改築事業を計画していたことから改修の対象外としておりました。改築事業への提案がなかったことを踏まえ、児童の学習環境の充実を図るべく学校と調整の上、必要最小箇所について改修をするものです。

(意見・要望)

設計・施工一括発注方式(DB方式)から、設計と施工を分けて発注する従来方式に変更し、尚且つ、施工(工事)も2期に分割することにより、工期の大幅な遅れとともに、総事業費の上昇が見込まれるとのことで、応募事業者が無く、致し方ないとはいえ、子どもたちの学習環境面への影響や、学校関係や地域の方々の懸念や不安が長引くといった点も含めて、非常に残念です。既に大幅な工期の遅れが生じることとなっていますが、今以上の遅れが生じ、子どもたちをはじめ、当該学校の関係者に更なる影響や負担を与えることのないよう、改築事業の円滑な実施に向けて、最大限、ご尽力頂きたいと強く要望しておきます。

【午前7時からの小学校見守り事業】

(質問)

午前7時からの小学校見守り事業について伺います。まずは、今年の3月定例会での予算審議において、議会開会前からのマスコミ等への広報や人員募集に加え、予算案の出すタイミングについて、様々な指摘や問題提起がありました。そのことを踏まえ、見守業務については単価委託契約のため、債務負担行為が相応しくない中、本事業の保険料を債務負担行為として予算計上され、本議会で審議が出来るように工夫、配慮されたことは、率直に評価させていただきます。

あらためて、現時点における本事業の月平均及び日平均の実利用者数の推移を教えてください。また、1日平均で1人以下の利用にとどまる学校が全体の約半数の18校と伺っていますが、1日平均2人以下及び3人以下の利用にとどまる学校は、何校が該当するのか、それぞれ、教えてください。

<答弁>

令和6年10月31日時点における、一日平均で2人以下の学校は24校(61.5%)、3人以下の学校は27校(69.2%)です。

(質問)

来年度から、4月1日の春休み期間を含め、長期休業期間中の実施を予定されているとのことですが、長期休業期間中の実施に伴いどれくらいの予算増が見込まれるのか、増額の内訳とあわせて、詳しく教えて下さい。

<答弁>

長期休業期間中の実施により今年度の200日に加え、50日増となります。今年度の契約単価で試算しますと、約1800万円の増を見込んでおります。なお、次年度については人件費等物価高騰への影響への対応をはかるため、通常期と長期休業期間あわせて、今年度から10%の増を見込む必要があると考えております。

(質問)

長期休業期間中の実施するにあたって、どのような検討がなされたのか、実施の決断に至った経緯と理由を併せて詳しく教えて下さい。また、通常期よりも利用者数は減ると思いますが、長期休業期間中の利用者数をどのように見込んでおられるのか、教えて下さい。

<答弁>

6月に実施したアンケート調査では、長期休業期間中に実施した場合、利用したいと回答された方が61%の方が利用を希望されています。また、長期休業期間中であっても保護者の就労条件が変わるものではなく、年間を通して保護者の仕事と家庭の両立を支援するための選択肢を用意したものです。ただ、長期休業期間中は学校へ通学する必要はなく、実際の利用は放課後こどもクラブに加入している児童が8時までの居場所として利用するケースだと見込んでいます。利用者数の見込みについては具体的な数値を挙げることは難しいですが、先のアンケートでは、長期休業中も利用したいと回答した保護者61%のほか、「状況に応じて検討」等の答えが多い「その他」も18.3%ありました。利用者全体としては、現状は、3年生までの利用がほとんどであることから、学年が上がることにより利用をやめる児童数より、新たに入学して利用する児童数が上回る状態が続くことから、今後2年間は増加が見込まれます。また、春休みもこども園の終了日から接続する形で4月1日から開設する予定であり、こうした点も踏まえると、一定数の利用は見込めると思っております。

(質問)

長期休業期間中の対象は放課後こどもクラブ入会児童に限定されるかと思いますが、3月

の予算審議の際の答弁によると、長期休業期間中の放課後こどもクラブの利用児童が8時の開門前に、門の前で待っているといたことや、放課後こどもクラブの利用者から利用時間の繰り上げを求める声があるといったことは生じていないとのことでしたが、今回の長期休業期間中の実施を検討するにあたっては、そのような実態や事実はどのように評価や考慮されたのか、教えて下さい。

<答弁>

6月に実施した利用者アンケートの結果を踏まえて判断したものです。

(質問)

今回の長期休業期間中の実施を検討する際、利用者に一定の費用負担を求めることは、議論されなかったのでしょうか。されたとすれば、どういった理由から、費用負担を求めないこととされたのか、詳しく教えて下さい。

<答弁>

今回は、学校開業期間中に実施していた「居ることができる場所」を、長期休業期間中にまで拡充したものです。内容に変わりがない中で、対象が限定されるというだけで、通常期と長期休業中で利用料の有無が異なることは理解が得にくいものと考えています。有料化については、専門性を有する職員による預かりサービスの場合に利用料を取ることを基本的な考え方としています。本事業は長期休業期間中であってもあくまで通常期と同じく「居ることができる場所の提供」を行うものです。また、見守り員には放課後こどもクラブ指導員のような専門性を求めておらず、その内容もあくまで万一の場合に備えた見守りのみであることから、有料化はなじまないと考えております。

(質問)

以前の学び育ち支援課の答弁では、放課後こどもクラブにおいては、平成5年に運営体制をボランティアから嘱託職員に変更した際に、その財源について保護者に一定の負担を求めることにしたとのことでした。また、平日の利用者の全員が、延長や土曜の利用を希望されないため、平日の会費とは別に延長や土曜の利用に関する会費を徴収しているとのことでした。このことを踏まえると、本事業の運営体制はボランティアではなく、また、通常期の利用者の全員が、長期休業期間中の利用を希望されず、利用者は限定されることから、長期休業期間中の財源については、利用者に一定の負担を求めなければ、整合性が図れないように思いますが、改めて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

同様の内容にもかかわらず、通常期と長期休業中で利用料の有無が異なることは理解が得にくいものと考えます。利用者が結果的に放課後こどもクラブ利用者となるということであり、本事業は“放課後こどもクラブの朝版”ではなく、本事業と放課後こどもクラブとは

異なるものになります。

(質問)

一方で、もし長期休業期間中の利用者にもみ費用負担を求めたとしても、利用者が限定されることや、その限定される対象者が放課後こどもクラブ入会児童であることから、放課後こどもクラブの延長利用料と同様との位置づけで説明がつくのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。また、放課後こどもクラブの朝版ではないとのことですが、一方で、夏期休業中には放課後の居場所づくり事業が無いことから、長期休業期間中については、放課後の居場所づくり事業の朝版との位置づけも難しいと思いますが、この点についても、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

夏季休業期間中の放課後の居場所や、春休み・冬休みの放課後居場所づくり事業との時間差については、将来に向けての検討課題であると認識していますが、ただそれがないことをもって、長期休業中に本事業をできない理由にはならないと考えます。本事業はあくまで仕事と家庭の両立が図られ、各家庭において、保護者が精神的ゆとりをもったうえで、子どもと向き合える時間を確保できるよう、各家庭に選択肢を提供するため、朝に「居ることができる場所」を提供しようとするものです。対象が限定されるということで、同様の内容にもかかわらず、通常期と長期休業中で利用料の有無が異なることは理解を得にくいものと考えています。

(質問)

有料化の基準が、事業の担い手が専門性を有する方か否かとのことですが、専門性の有無に関わらず人件費は発生している訳ですし、むしろ、極一部の利用者、しかも放課後こどもクラブの利用家庭ということは、放課後こどもクラブ事業で求められる保護者の就労要件を満たしている家庭であることを踏まえると、財源の一部を 利用者にも求めた方がむしろ良いのではないかと思います。再度、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業はあくまで「居ることができる場所の提供」であることから、単に対象者や利用人数の多寡だけで判断することは適切ではないと考えております。また、預かりサービスを担う放課後こどもクラブの指導員は欠員が生じているなか、放課後こどもクラブの朝版については、更なる指導員の確保は極めて難しく、実現の見通しが立たないのが現状です。ただ、放課後こどもクラブに関しては、令和11年度までの間に、加入要件をこども園に完全に合致させるほか、クラブ定員を1クラス40人とすることを目指しており、こうした放課後こどもクラブをめぐる環境が大きく変わるようなタイミングをとらえて、この議会でご指摘いただいた、有料化の可否をはじめとする様々なご指摘も含め、改めて将来に向けての本事業のあり方について議論していくことは必要があるものと考えております。また

今後の2年間で概ね本事業に対する市内の利用ニーズ等は把握できることから、いったん令和8年度終了時点で事業の総括を行いたいと考えております。

(質問)

先程、長期休業期間中の利用者数の見込みを伺いましたが、今年度、通常期ですら、全く利用者がいない学校や、利用者が少ない学校も少なからずあります。そういった学校においても、来年度、4月1日からの実施を決められた理由を教えてください。

<答弁>

先ほども述べましたが、利用者全体としては、現状は、3年生までの利用がほとんどであることから、学年が上がることにより利用をやめる児童数より、新たに入学して利用する児童数が上回る状態が続くことから、今後2年間は増加が見込まれます。アンケートには、本事業の存在を知った時にはすでに会社側と勤務時間等を調整してしまっていたといった声もあったことから、次年度についてはできるだけ早く事業周知を行っていきたいと考えております。こうした周知を十分行ったうえで、しかも保護者の仕事と家庭の両立を支援するという本事業の本来の趣旨からすれば、こども園の終了日から接続する形で実施することが望ましいことから、4月1日に開設したいと考えています。

(質問)

今年度の利用者数が全くなかったり、ほとんど無い学校で、来年度も同様の利用状況が続いた場合、来年度の途中からでも開設を休止することなどは考えておられるのでしょうか。もともと、本事業を開始する際に、各学校の利用状況に応じた見直しの必要性や可能性を示唆されていたかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

利用実態がないなかでの事業継続については、本市も課題と認識しています。来年度に入っても一定の利用が確認されず利用の実態がない学校については、事前登録をされている保護者一人ひとりの状況も踏まえたうえで、当該校区の一時休止も検討する必要があると考えております。そのめどとして4月1日の開設からおおよそ2か月程度経過した時点で判断することを想定しております。

(質問)

開設休止をはじめ、事業の見直しを行うためには、ある程度の基準を設ける必要があると思います。例えば、利用者数が一定の基準値を下回り、その状況が一定の期間続いた場合は、開設を休止するといった明確な基準値や期間を設定するべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現状は、一日平均で利用者が1人を下回る学校もいくつか存在しております。利用実態のない校区を含め、こうした校区についても、事前登録者一人ひとりに現状の利用の仕方や今後の利用見通しなども確認したうえで、その対応方法を検討していくなかで、基準等についても示していく必要があるものと考えております。

(質問)

開設休止に関しては、長期休業期間中に限ったことではなく、通常期においても、同様の基準を設けて、適宜、見直しを行うべきと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

先ほどの休止の考え方については、通常期も長期休業期間中も同様に考えております。

(質問)

一方で、極々少数の利用ニーズに対しては、例えば、シッター利用の補助制度など個別対応を充実させた方が、支援の質や柔軟性の向上と共に、財政負担の軽減などメリットが大きいと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

個別具体的な支援ニーズに対して、個々の支援制度を利用する環境整備は必要であると考えています。一方、この事業は、年間を通して、仕事と育児の両立を図る観点と学校開門前に校門の前でいることになる子供の安全を確保する観点から開始したものであり、そうした中で、長期休業期間中であっても保護者の就労条件が変わるものではなく、一定の拡充のお声を頂いたことから、今般、長期休業期間中に拡充をしたものです。このため、本事業はあくまで「居ることができる場所の提供」として実施するものであり、単に対象者や利用人数の多寡だけで判断することは適切ではなく、受益者負担の考え方になじみにくいと考えております。

(質問)

他方、来年度からは、登校時間によって「保護者の付き添い」を不要にするとの利用要件の緩和されるようですが、今年3月の予算審議の際には、「本事業を利用される児童には、通学途中の安全面の確保を図る必要があると考えており、そのためには、保護者の付き添いが必要になると考えている」と答弁されておりました。保護者の負担軽減や利便性の向上よりも、児童の安全安心が優先されるべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。また、本事業は、必ずしも利用者が増えることが望ましいものではなく、利用者を増やすために尽力する性質のものではないとの認識を示しておられたと思いますが、今回の利用要件の緩和は、そういった認識や見解と相反するものではないかと思いますが、あわせて、見解を

お聞かせ下さい。ちなみに、先日、公表された政策会議の内容及び議論の要旨にも、午前7時からの小学校見守り事業について、保護者の利用しやすさの向上に向け、提案されたと記載があり、教育委員会の説明とは違う方向での検討や議論がなされているように思いますが、いかがでしょうか。

<答弁>

本事業についてはその趣旨から、ことさらに利用者向けサービスの拡充を競い、大仰にそれをアピールしていく性質のものではありませんが、それでもやはり利用者の声にも耳を傾け、実際の利用者の利便性にも心を配った見直しは必要と考えます。そうした中で、アンケートでは、利用しない理由として「付き添いがあるため」とした保護者は当該質問回答者の12.0%（約16人）で、さらに自由意見では26件の意見がありました。このアンケートには「こども園に通うこどもの送迎もあり、出勤時に2か所の付き添いはとてもつらい」との声などが寄せられています。児童の安全確保を最優先として、安全性を損なわない限りにおいて、利用者の利便性を図るラインを探り、おおむね7時30分以降に自宅をでる児童については保護者の付き添いは不要とすることを考えたところです。具体的には、児童の安全確保はもちろん最優先課題であることから、現状の通学区域の設定にあたって、所要通学時間30分は許容しており、従来から8時開門では7時30分には自宅を出る場合が想定されていること、7時30分以降は地域の見守り活動のタイミングとも合致し、現状と同様の通学路の安全網のなかで通うことができること、を以て判断したところです。ただし、新1年生については時間に関わらず、おおむね1週間程度は付き添いを推奨することとしています。なお、安全面の確保という意味では、今後は見守りのボランティアの方々にも次年度以降の本事業の運営方法を伝え、見守り時間についてご協力をいただけないか依頼してまいります。また、利用者募集の際には、引き続き保護者付き添いへのご理解を求めてまいります。

(質問)

要件緩和の具体的な内容としては、概ね午前7時30分以降に自宅を出る場合は保護者の付き添いを不要とするといったものですが、そもそも保護者の付き添い要件を午前7時30分より前に自宅を出たか、後で出たかで区切った理由や根拠を、あらためて教えて下さい。

<答弁>

繰り返しになりますが、現状の通学区域の設定にあたっては、所要通学時間30分は許容しているところであり、従来からの8時開門では7時30分には自宅を出る場合が想定されています。また7時30分以降は地域の見守り活動のタイミングとも合致し、現状と同様の通学路の安全網のなかで通うことができることから、7時30分を一つの区切りとしたものです。

(質問)

概ねとはどれくらいの誤差まで許容されると認識されているのでしょうか。また、午前7時30分以降に自宅を出たか否かはどのようにして確認や判断をされるのでしょうか。そもそも、そのような確認や判断など不可能だと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市としても次年度以降の運営方法の変更については保護者の皆さんに案内し、順守をお願いいたしますが、実際の毎日の自宅を出る時間帯の判断については利用者一人ひとりに委ねることとなります。

(質問)

もともと、本事業は複数の学校で、8時に校門が開くまで、児童が門の前で待たされている状況があり、安全確保の観点から、実施に至ったと認識していますが、午前7時30分以降に自宅を出る児童であれば、この事業を利用しなくても、現状では、校門前で待たされることもありませんし、たとえ、通常登校時刻の8時よりも早く学校に着いたとしても、児童の安全面に課題があるようには思いません。利用者の登校時間は調査されているようですが、実際に、午前7時30分以降に自宅を出る児童がどれくらい本事業を利用しているのかについても、アンケート等で確認や把握をされていれば、実態を教えてください。

<答弁>

7時30分以降の利用であればそもそもこの事業を使う必要があるのかとのご指摘については、アンケート結果等からも、利用時間の長短に関わらず、校門前で待たせていた状況から大人の見守りがある状況へと変わったことで、利用者に安心感を与えているものと認識しています。なお、8時の開門まで何分であるからこの事業の効果があるかと考えるかは、各ご家庭から学校までの通学時間などもあり、様々ご意見があるかと思いますが、実際の利用者の登校時間(令和6年7月~9月実績)は
7時~7時15分(26.1%)、7時15分~30分(20%)、
7時30分~45分(32.5%)、7時45分~8時(21.4%)
といった状況にあり、一定の効果はあるものと考えています。
また、実際に児童が自宅を出る時間までは把握していません。

(質問)

一方で、本事業は利用していないものの、午前7時30分以降に自宅を出て、朝8時の登校時間前に学校に着いている児童がどれくらいいるか、把握されていれば教えてください。

<答弁>

おおよそ各学校にそうした児童がいることは把握していますが、その人数は把握していません。

(質問)

要するに、基準が曖昧で、確認や判断のしようがない要件に変更することは、結果的に、なし崩し的に保護者の付き添い要件が無くなる方向に、もしくは、たとえ、無くならないとしても保護者が付き添わずに登校してくる利用児童が増えてくる可能性が懸念されますが、見解をお聞かせ下さい。また、そうならないようにするために何か対策を考えておられれば、教えて下さい。

<答弁>

要件を緩和したとしても、送迎の必要性には児童の安全性を踏まえてご判断頂くことになりますし、自宅を出る毎日の時間帯の判断は保護者に委ねることになりますが、明らかにルールを逸脱するような利用実態を把握した場合は、市教委から保護者改めて基準の順守をお願いしていくことになります。

(質問)

子育ての社会化を推進していくことについて、またその一環としての本事業の意義や必要性は一定理解するものの、あくまで児童の養育や発達など子育ての第一義的責任は保護者が有することの認識の共有を利用者としっかりと図る必要があると思いますし、本事業に限った話ではありませんが、本事業についても、行政が主体となって子どもを見守るということではなく、保護者と行政が一緒になって子どもの安心安全な場所や時間を作っていくという利用者の理解や協力意識、認識がなければ、行政の負担だけが増えていき、持続可能な事業の運営や展開に支障が出てきたり、また、地域の方々などの理解や協力も得られなかったりし、結果的に、子育て・子育て支援の妨げ、子育ての社会化の遅滞や後退につながることを危惧しますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業のように、保護者の仕事と家庭の両立を支援する取り組みは今後も必要であると認識していますが、一方で「保護者と行政がいっしょになって子どもの安心安全な場所や時間をつくっていく」という利用者側の理解や協力意識等が必要であることのご指摘は、本市としても重要であると認識しています。このため、本市においても子どもに関わる関係部局と連携し、折を見てこうした啓発に努めてまいります。

(意見・要望)

本事業については、今年度の予算審議の際から、様々な疑問や懸念を抱きつつ、理事者の方々とは相当な時間をかけて議論を重ねると共に、委員会の場でも質疑を重ね、教育長や副市長にも見解を伺うなどして、最終的に賛成した経緯がある中で、今回の事業拡充や利用要件の緩和の提案については、正直、なかなかすんなりと理解や納得できるものではありませんでした。後ほど、討論の中でも述べさせていただきますが、まずは、長期休業中への実施拡大についてです。現在の実績を考慮した場合、全校で拡充実施する必要があるのか

疑問はありますが、今後の学校ごとの利用状況を踏まえ、一定の基準を設けた上で、必要に応じて、適宜適切に休止の判断、実施をして頂くことを強く要望しておきます。あわせて、休止後に、新たなニーズや再開の要望が出てきた場合の対応策について、再開の判断基準も別途、検討し、明確にして頂きたいと要望しておきます。

また、長期休業期間中の利用対象者は放課後こどもクラブ入会児童にほぼ限定される中で、利用者に対して一定の費用負担を求めないのかといった点については、3年間の本事業実施後に事業総括される際に、有料化も含めて、検討して頂くことを強く要望しておきます。

一方、利用児童の自宅を出る時間によっては、保護者の付き添いを求めないとする利用要件の緩和については、利用者及び登録者へのアンケート結果に基づいた判断とのことですが、保護者の負担軽減や利便性の向上よりも、児童の安全安心が最優先されるべきとの考えは、一貫して変わりませんので、前向きに評価することはできませんが、くれぐれも今回の利用要件の緩和により、子どもたちの安全安心を脅かすリスクが高まることの無いよう、防犯の取り組みと共に交通安全対策の強化など可能な限りの対策を実施して頂くことを強く要望しておきます。とりわけ、長期休業中は、通常期と異なり、本事業を利用しない多くの児童の通学はありませんし、見守りのボランティアの方々や PTA の見守り活動もありませんので、別途、対策を検討しておく必要があるのではないかと指摘しておきます。

【教育センターに関する事業運営等業務の債務負担行為】

(質問)

教育センターに関する事業運営等業務の債務負担行為について伺います。負担行為の額として3億8871万5千円が計上されており、その内容としては、教具等購入業務、教育情報化推進業務、市立学校 ICT 支援員配置等業務など6つの業務が記載されています。そのうちの一つ、市立学校 ICT 支援員配置等業務について伺います。ICT 支援員が配置されるようになって、数年が経過していますが、業務内容や、その効果と課題について、どのように評価、分析されているか、教えて下さい。

<答弁>

ICT 支援員の業務は、主に、「ICT の授業での活用についての提案や相談、教材準備に係る支援、授業中の操作や不具合対応など」の授業に係ること、「機器やアプリの使い方など」の教員研修に係ること、「ICT を活用した業務の効率化の提案や作業支援、操作支援など」の校務に係ること、「端末やアカウント等の管理、故障や不具合等への対応など」の ICT 環境整備に係ることなどがあります。成果としては、学校でも急速にデジタル化が進む中で、ICT 支援員が、各校において機器やアプリの操作や授業での活用について研修を行ったり、端末やアカウントの管理や運用が円滑に行われたりすることで、「教員や児童生徒が安心して学びに向かうことができている」という声を学校から多く聞いています。一方、課題としては、ICT 支援員の契約が単年度であること等による雇用形態の不安定さと IT 業界の人材の流動性の高さなどによって、毎年度、退職者が発生するなど、継続的な人材確保が難しいことがあげられます。

(質問)

GIGA スクール構想の具現化、教育 ICT 化・情報化の推進、そして、昨年度策定された「豊中市版 SAMR(セイマー)モデル」を確立していくためには、教職員の ICT 機器や ICT 技術への理解や精通度、技量の醸成や向上が不可欠だと思いますが、この数年で、何らかの成果は見られるのでしょうか。現状の評価と課題認識を教えてください。

<答弁>

「豊中市版 SAMR(セイマー)モデル」は、「子ども主体の学び」に向けた ICT 活用のステップを示したもので、その実現のためには個々の教員の ICT 活用スキルはもとより、これまでの教師主導の授業からの一人ひとりの教員の授業観のアップデートが必要です。そのため、教育センターでは、校内研究推進事業の研究指定校への継続的な指導助言や、学校を会場として多くの教員が参加できるようにした研修を実施する等を行っており、これらを通じて、各学校が自校の状況を振り返り、研究を進めるなど SAMR モデルを踏まえた取り組みを広げています。子どもが主体的に判断しながら ICT を活用して自分の学びを創り出せるようにするためには、子どもたち一人ひとりが基本的な知識や操作スキルを身に付けて、端末を文房具と同じように自由に使いこなせるようにすることが必要です。各学校でも、授業中に机の上にノート、筆箱とともに、タブレット端末が置いてある風景が多くみられるようになってきましたので、引き続き取り組みを進めてまいります。

(質問)

それらの取り組みの推進において、ICT 支援員はどのような役割を果たしているのか、配置する意義についてもあわせて、教えてください。

<答弁>

国が実施する全国学力・学習状況調査や大阪府のチャレンジテスト等でのタブレット活用が年々広がり、本市で導入しているサービスやアプリでも新たな機能が追加されるなど、学校のデジタル化の動きは拡大し続けているため、確実に取り組みが進められるように、ICT 支援員が各校で研修や操作に係る支援を行っています。また、ICT 環境整備に係る、大量の児童生徒端末やアカウントの管理、故障や不具合、転出入への対応、年次更新作業などの多くの業務について、ICT 支援員が継続的に支援することにより、教員が子どもたちと向き合う時間や授業準備を行うための時間を確保することができている点も重要であると考えています。

(質問)

答弁の中にありました年次更新作業について、様々な作業があるかと思いますが、具体的な内容を詳しく教えてください。また、作業は、ICT 支援員だけで実施しているのか教えてください。

<答弁>

年次更新作業は、毎年度末から年度当初、主に3～4月にかけて実施しています。具体的な内容としましては、小学校3年生と6年生の端末のカバー交換、卒業生端末の初期化作業、新入生・転入生の端末やアカウント等の必要数調査や準備、在校生が利用している各種アカウントの学年上げ・クラス分け等の作業を行っており、遅滞なく対応することで、各校において年度当初からスムーズに端末等を活用できるようにしています。昨年度から今年度にかけては、3月中の業務は全校に配置した ICT 支援員が各校にて作業をおこないましたが、4月以降は、よりスムーズに作業を進めるため、ICT 支援員体制の見直しとともに、年次更新時の繁忙期対応として、別途、作業員を短期間配置するなど体制整備を行っております。

(意見・要望)

ICT 支援員は、教職員の授業におけるサポートや教員研修、ICT を活用した日常業務の支援に留まらず、ICT 環境の整備や年次更新作業など様々な業務を担っておられ、その役割と存在意義の重要性をあらためて理解、確認させて頂きました。当然、教職員の ICT 活用スキルや、授業観のアップデートといったことは、個々人の努力や取り組みが重要かつ必要不可欠だと思いますし、いつまでも ICT 支援員に依存したり、頼ったりしては問題ですが、一方で、答弁にあったように、ICT 支援員の継続的な支援により、教職員が子どもたちと向き合う時間や授業準備を行うための時間を確保することができている点についても重視すべきと考えます。学校現場からは、「教員だけでなく、児童生徒が安心して学びに向かうことができている」という声を多く聞いているとのことでしたし、ICT 支援員の契約が単年度であること等による雇用形態の不安定さと IT 業界の人材の流動性の高さなどによって、毎年度、退職者が発生するなど、継続的な人材確保が難しいといった課題もあることから、今後も安定的かつ継続的に、十分な数の ICT 支援員を確保、配置するよう努めて頂きたいと思っておりますし、そのために、しっかりと予算もつけて頂くことを強く要望しておきます。

【原田南学校給食センター運営管理業務（変更契約）】

(質問)

原田南学校給食センター運営管理業務の変更契約について伺います。当初の債務負担行為を設定した時点の児童推計と比べ実際の食数が超過していたことなどから、今年度までその超過分に関して追加契約を締結されていましたが、今後も超過する見込みとのこと、それに対応する変更契約を締結することに伴い、令和11年度までの債務負担行為を設定されたとのこと。具体的に、現状はどれくらいの食数で、令和11年度までどれくらいの食数で推移することが見込まれているのでしょうか。また、今回の設定額は、提供食数を何食として算出されたものなのか、教えて下さい

<答弁>

令和6年度実績で、原田南学校給食センターにおいて9460食提供しております。児童推

計上では、令和11年度にかけて微減傾向になると予測がありますが、今後5年間も旧の提供食数9000食を超過する見込みであるため、最大9500食に対応する人員増に係る人件費を考慮した変更契約を締結するものです。

(質問)

現時点の推計よりも、更に超過した場合、新たに追加契約が必要になる可能性もあるのでしょうか。また、原田南学校給食センターの提供食数の許容上限はどれくらいなのかも教えてください。一方で、推計よりも、提供食数が大幅に下回ることとなった場合も変更契約が必要になるのか、もしくは単に執行率が下がるだけなのか、教えてください。

<答弁>

原田南学校給食センターで提供できる可能食数は9500食であるため、これ以上の食数にかかる追加契約を結ぶことはございません。また、給食提供数が大幅に下回ることになった場合につきましては、今回同様変更契約を検討することとなります。

(質問)

今後、庄内よつば学園や庄内さくら学園では自校調理が予定され、また、原田中に中学校給食の提供を目的とした食品工場の建設が予定されています。それらの点や、将来的な児童推計を踏まえた場合、令和12年度以降についての提供食数はどの程度になると想定されているのか、教えてください。

<答弁>

令和8年度によつば学園、令和9年度に原田中の食品工場の建設後、現在協議を進めている庄内さくら学園の調理場が整備された際には、原田南給食センターにおいても余力を持って稼働できる食数に落ち着くものと考えております。

(意見・要望)

庄内さくら学園の調理場については、整備時期が未定ではありますが、ここ数年で、原田南給食センターは、ある程度、余裕をもって稼働できるようになるとのことですので、引き続き、安全安心かつ美味しい給食の提供にご尽力頂きたいと要望しておきます。

【図書館おける子育て支援サービス（一時託児）業務】

(質問)

読書振興課の事業運営等業務にかかる債務負担行為として、1651万8千円が計上されていますが、そのうち、子育て支援サービス(一時託児)業務の金額を教えてください。

<答弁>

子育て支援サービス（一時託児）の債務負担行為補正額は、154万4400円です。

（質問）

市内3図書館で月1回ずつ実施されているとのことですが、3図書館での実施、月1回ずつの実施とされている理由を教えてください。また、実際に、毎回、どれくらいの利用者がおられるのか、年齢や月齢はどれくらいのお子さんの利用が比較的多いのか、教えてください。

<答弁>

この事業は、図書館内で保育スペースが確保スペースでき、事業者や利用者の対応が可能な3館で、令和5年度から月1回試行的に開始いたしました。利用実績につきましては、今年4月から10月末までの3館での申込人数は178人で、利用人数は106人です。具体的に直近の10月では、岡町図書館（第3金）が申込人数11人、受入人数6人、利用人数6人、千里図書館（第4火）が申込人数12人、受入人数7人、利用人数5人、野畑図書館（第2木）が申込人数12人、受入人数6人、利用人数は5人でした。利用年齢につきましては、7か月からの未就学児を対象にしており、0歳～2歳の利用が多い傾向にあります。

（質問）

利用実施館や実施頻度の拡充のニーズや要望は無いのでしょうか。市として検討はされていないのか、あわせて、教えてください。

<答弁>

ニーズや要望につきましては、申し込んでも利用ができないとの声や、利用者アンケートからは、平日・午前中の実施希望、開催日の拡充などのご意見を頂いております。図書館としましては、実施場所や体制を鑑み、受入人数を増やすことを検討し、令和6年度から保育士を1人増員して各館3人としました。今年度においても、申込者への対応が十分でないことから、保育スペースに余裕がある岡町図書館において、保育士を令和7年度に1名増員する予定です。今後も本事業のニーズを注視しながら、子どもが自由に絵本を読める環境整備や読み聞かせなどのイベント実施と合わせて、子育て世帯が利用しやすい図書館づくりに取り組んでまいります。

（意見・要望）

他の利用者や利用ニーズとの調整を図ったり、バランスを取ったりする必要があるとは思いますが、子育て世帯がより一層、利用しやすい図書館になるよう、引き続き、取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【外国人英語指導助手（AET）派遣業務】

（質問）

外国人英語指導助手（AET）派遣業務について伺います。本事業の契約期間を次年度から3年として公募型プロポーザル方式で事業者選定を行われるとのことですが、現行の2年では短すぎたのか、一方で、より長い契約期間は検討されなかったのかなど、教えて下さい。

<答弁>

学習指導要領はおよそ10年ごとに改訂されており、前回の改訂が小学校では平成29年、中学校では平成30年であったことから、令和7年度からの3年間をひとつの区切りと考えております。また、契約期間を3年間にすることで、安定的に人材を確保でき、学校における勤怠管理等の事務手続きも円滑に行えると考えております。

（質問）

円安等の影響などで、外国人の働き手の確保が困難になっていたり、指導助手の指導能力の低下やばらつきが見られるといった課題は生じていないのか、また、今後、そういった可能性について、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

外国人英語指導助手（AET）の人員確保につきましては、現時点では、派遣業者からは、AETの派遣や指導力において大きく支障が出るような状況にはなっていないと聞いております。事業者によるAETへの研修実施や、勤怠管理情報の共有などを行い、指導に係る課題が生じないように、今後も対応してまいります。

（質問）

本事業が開始されて、数年が経ちますが、事業の目的である児童生徒の英語運用能力の向上は図れているのでしょうか。具体的に何らかの定量評価できるものがあれば、教えて下さい。また、学校間や、学年ごと、学級ごとで、英語運用能力に何らかの差異や特徴が見られれば、具体的に教えて下さい。さらに、本事業の事業評価は、どのような指標で行われ、実際にどういった事業評価となっているのか、教えて下さい。

<答弁>

英語担当教員とAETによる指導体制、いわゆるティーム・ティーチングにより、児童生徒が生きた英語にふれる機会が充実し、積極的に英語を使おうとする意欲や即興性の高いコミュニケーション力をはじめとした児童生徒の英語力の向上につながっております。また、AETを活用した授業づくりの実践を通して、英語担当教員の授業力の向上も図られております。さらに、児童生徒がさまざまな国や地域から来ているAETと授業時間以外においても交流することにより、生活習慣などの違いを知り、異なる文化への理解を深めることができっております。なお、英語力の向上は、テストのみで測れるものではありませんが、令和5年度

の中学校3年生・義務教育学校9年生を対象とする全国学力・学習状況調査の英語では、全国の平均正答率を上回っており、特に「情報を正確に聞き取ること」は良好な結果となっております。AETを活用して、即興で伝える活動や、スピーチ・プレゼン、問答や意見を述べ合う活動等を活発に行うことで、自然なやり取りで伝え合う力や、既習の表現を駆使して伝える力が育成されていると考えられます。

(質問)

語学運用能力とは、相手や目的・場面に応じて自らの意思を言語によって適切に表現・伝達し、かつ言語を通して相手の意思を的確に理解し得る能力のことと定義されており、一般的には、「聞く(リスニング)」「話す(スピーキング)」「読む(リーディング)」「書く(ライティング)」のすべてにわたって総合的に運用する能力と位置付けられています。本事業の評価とともに、事業目的を達成していく上で、児童生徒のこれらの4つの能力を定期的かつ継続的に調査、把握し、さらにデータ化し分析することが望ましいと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

引き続き、全国学力・学習状況調査において、3年に1度実施している中学校英語調査で、状況を把握し分析してまいります。

(意見・要望)

契約期間を3年間にすることで、安定的に人材を確保でき、学校における勤怠管理等の事務手続きも円滑に行えるとのことで、見込まれておられる効果が得られることを願っていますが、AETに限らず、また、外国人に限らず、人材不足、人員確保の課題は様々なところで発生しており、今後、状況は一層厳しくなる可能性が想定されます。人員確保と共に、人材の質の確保についても、十分、注意を払って頂きたいと思います。また、英語力の向上については、テストのみで測れるものではないとしつつも、全国学力・学習状況調査の英語の平均正答率が全国平均よりも上回っていることを答弁されました。その点で言えば、今後は、高校受験で、英検の結果が活用できることから、そのことを意識している生徒も保護者も少なくないと思いますので、例えば、教育委員会として、本市で義務教育を受けると、英検何級取得レベルまで、子どもたちの英語力を醸成させるといった目標を打ち出したり、宣言したりすることも、ご検討頂けたら、子育て世代をはじめ、市内外へのアピールになるのではないかと思います。一方で、児童生徒がさまざまな国や地域から来ているAETと授業時間以外においても交流することにより、生活習慣などの違いを知り、異なる文化への理解を深めることができているとのご答弁がありました。主たる業務内容には含まれてはいないようですが、こういった時間や機会も子どもたちには非常に有意義かつ有益だと思っておりますので、難しいかもしれませんが、可能な範囲で、より一層、そういう機会や時間を生み出して頂けるよう前向きにご検討頂けたらと思います。最後に、子どもたちの英語運用能力を定期的かつ継続的に調査、把握すると共に、データ分析を行い、より効果的、効率的な事業展開を要望しておきます。

【放課後こどもクラブ施設管理】

（質問）

放課後こどもクラブ施設管理について伺います。来年度、8校でクラブ室の増設、整備を行われるとのことですが、想定されている整備スケジュールを教えてください。

<答弁>

確保した教室の状況によって整備スケジュールは異なるますが、教室の物品等の移動や床工事、エアコンの設置が伴う場合は、学校の冬季休業日から手続きに着手するとともに、座卓やランドセルロッカーなどの物品の購入手続きを進め、令和7年4月からクラブ室を稼働したいと考えています。

（質問）

市では、1クラスあたりの児童数を令和11年度に概ね40人とし、まずは段階的に令和8年度に概ね55人にする公表されていたかと思いますが、来年度の増設、整備により、今後の入会児童数の見込みを勘案しても、全校で令和8年度には全クラス概ね55人以下が達成できると想定されているのでしょうか。

<答弁>

令和6年5月1日時点の入会児童数と児童推計の数値を前提とした場合、今回のクラブ室の増設により、令和7年度にクラブ室1室あたりの児童数が50人を超えるクラブは12校で、そのうち55人を超えるクラブは1校（桜井谷東小）となる見込みです。小1の壁の解消として取り組んでいる入会要件の見直しなど、入会児童数が変動する要因はありますが、現時点では、令和8年度には全てのクラブ室で概ね55人を達成できると見込んでいます。

（質問）

今後、令和11年度の1クラスあたりの児童数概ね40人以下を実現するために、どれくらいの学校で、どれくらいのクラブ数の増設、整備が必要と想定されているのか、教えてください。また、部屋の確保についての見通しも合わせて、教えてください。

<答弁>

今回のクラブ室の増設により、来年度は114のクラブ室で運営を行うこととなります。今後の入会児童数や児童推計の数値により増設が必要となるクラブ室数は変動しますが、現時点では令和11年度までに25校で増設が必要となる見込みです。クラブ室の増設については、まずは学校施設内でのクラブ室の確保を優先して進めていきますが、来年度以降のクラブ室の増設については、まずは学校施設内でのクラブ室の確保を優先して進めていきますが、来年度以降のクラブ室の増設については、35人学級の推進や児童数の規模などにより教室数が不足している学校もあるため、これらの状況を踏まえながら、今後学校長や関係課と調整していきます。

(意見・要望)

昨年度末も今年度の増設に向けて、同様の整備が行われたと思いますが、予定されている8校での増設が滞りなく整備され、来年度当初(4月1日)から、増設されたクラブ室が利用できるように、タイトなスケジュールとは思いますが、ご尽力頂きたいと思います。

他方、現時点では、令和8年度には全てのクラブ室で概ね55人を達成できると見込みである一方、令和11年度に1クラスあたりの児童数概ね40人以下を実現するためには25校で増設が必要となる見込みとのことです。本事業については、今後の児童推計だけではなく、入会児童数の推移も注視や分析、精査する必要がありますし、来年度以降、入会要件の見直し(緩和)も段階的に進めていかれるようですので、緩和による影響具合も十分探りながら、冷静に進めて頂きたいと要望しておきます。と言うのも、令和11年度までは、まだ数年ある訳ですし、児童数はピークを迎えたり、ピークを越えた学校が少なからずある訳ですし、入会児童数は増加傾向にあるものの、この傾向もどこまで続くか判断が難しいと思います。現時点では令和11年度までに25校で増設が必要となる見込みとのことでしたが、該当する学校のクラブにおいて、もし、ここ数年で入会児童数の傾向に変化が生じれば、増設をしなくても、自然と令和11年度の段階で、1クラスあたり概ね40人となるクラブが出てくる可能性も考えられますので、せっかく増設や転用整備をしたのに、利用の必要がなくなったり、数年後に再び転用整備が必要になるといったことが起こらないように、非常に難しい判断や舵取りが必要になるとと思いますが、各種動向や傾向を見定めながら、進めて頂きたいと要望しておきます。

【放課後等の児童の居場所づくり事業】

(質問)

市有施設・機械器具等保守管理業務の債務負担行為のうち、学び育ち支援課の放課後等の児童の居場所づくり事業における保険契約について伺います。そもそも、放課後等の児童の居場所づくり事業を学び育ち支援課が所管している理由や経緯を教えてください。

<答弁>

本市では子育て・子育て支援行動計画において、様々な子どもの居場所づくりに取り組んでおり、その目的、対象、実施する場所や施設などから各所管部局で実施しています。放課後等の居場所づくり事業は、学校施設内で小学生が放課後等に安心・安全に過ごしながら、自主的に自由に遊べる居場所を提供することから、学び育ち支援課で所管しております。次に、所管の経緯は、本事業をモデル事業として開始した平成28年度では、こども未来部で所管していましたが、その後、令和元年度の機構改革により、新設された学び育ち支援課に事業を引き継ぎ、現在に至るものです。

(質問)

放課後等の児童の居場所づくり事業における物損保険や事業を利用する児童がケガをした場合の保険に係る経費と、学校施設管理課が債務負担行為補正として計上されている午

前7時からの小学校見守り事業の保険料は、契約の内容や契約先は同じでしょうか。

<答弁>

今年度の保険契約の委託先は、同じ事業者となります。保険内容は、本事業に参加する児童を対象に、活動中において、外来の事故により、怪我または死亡した場合に保険金を支払うものです。

(質問)

午前7時からの小学校見守り事業における長期休業期間中の利用に関しては、利用者が学び育ち支援課が所管している放課後こどもクラブの児童に限定されることから、長期休業期間中の保険料に関しては、学び育ち支援課が按分して予算計上することは検討や議論されなかったのか、教えて下さい。

<答弁>

令和7年度の放課後等の居場所づくり事業の実施時間は、早朝の時間帯は含んでいないことから、その分の保険料の按分の予算計上はしていません。

【文化財保存修理事業】

(質問)

文化財保存修理事業について伺います。原田城跡の西側斜面の安全対策事業を次年度から行うため、準備行為を含め、今年度から来年度まで、1億90万円の債務負担行為を設定されるとのことです。今回、地山補強土工の中のプレストネット工法で対策を講じられるとのこと。部品が最大で15kg程と比較的軽く、人力作業で簡単に組み立て可能なことや、コストや工程の短縮が可能なこと、クレーン等の機械の侵入が不可能な場所でも施工可能なことなど従来の工法と比較して、様々なメリットがあるようですが、財源の内訳を教えてください。

<答弁>

緊急自然災害防止対策事業債(100%)を活用。